

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：12612

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590235

研究課題名(和文) NGOとの協同によるタイの外国人子女教育の新展開 「時間デザインの原理」の追究

研究課題名(英文) A New Approach of the Education for the Children from Abroad in Thailand by the Collaboration with NGO - A Investigation of 'Designing the Children's Time'

研究代表者

志賀 幹郎 (Shiga, Mikio)

電気通信大学・国際交流センター・准教授

研究者番号：70272747

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：外国人子女教育に関して、タイと日本の様相は異なっている。タイでは、教育行政主導で広範に行われるのではなく、外国人支援活動の一環としてNGO主導で部分的に行われている。NGOの介在の程度により、地域間・学校間の格差が大きくなっている。就学・就学習を外国人子女の人生の「時間デザイン」と見て、変化に富む外国人子女の生活の軌跡に柔軟に対応している点に、NGO主導の外国人子女教育の特徴がある。

研究成果の概要(英文)：A significant difference exists between Thailand and Japan concerning the education for the children from abroad. In Thailand, it is not widely developed under the control of educational administrations, but is partly improved with the supporting activities of NGOs for the people from abroad. This situation leads a consequence that there is disparity between regions and schools according to the interventions of NGO. We focused on a Thai NGO which seeks to offer the schooling and learning opportunities to the children of immigrant workers from Myanmar or Cambodia. It is impressive that they manage the education for the children abroad with the perspective of children's daily life and whole life. It should be called 'designing the children's time'.

研究分野：比較教育学、言語教育、外国人子女教育、日本語教育

キーワード：比較教育 教育社会学 外国人子女教育 国際研究者交流(タイ) NGO

1. 研究開始当初の背景

(1) タイは教育の地方分権化が進みつつあり、外国人子女教育に関しても進展が見られた。研究代表者は、タイの外国人労働者支援国内 NGO の LPN (Labour Rights Promotion Network) とラポール形成ができており、LPN の協力により実地調査が可能となっていた。

(2) 予備調査により、LPN が外国人労働者支援の一環として行っている外国人子女教育支援活動では、就学習支援を通じて、子どもの生活時間とライフコース (人生の時間) の充実を図る「時間デザインの原理」が追求されていると把握できた。これは、日本で主流の学校教育制度への取り込みを目指す「学歴デザインの原理」とは異なる概念であり、更に調査分析が必要であった。

(3) 日本では外国人子女の就学あるいは就学習 (学習義務) の必要性が訴えられ、教育の義務化の可否が論じられていた。研究チームは科研費研究「外国籍児童生徒の就学義務に関する法的基盤と制度的支援の国際調査」(基盤研究(B) 研究代表者 所澤潤(群馬大学教授) H23~26) のメンバーとして、国内状況の把握とともに、外国における外国人子女教育の制度設計と施策遂行の様態を実証的に明らかにする作業を行っていた。その中で、今後の日本での外国人子女教育の制度設計には更に諸外国の事例を検討することが必要であると痛感していた。

一方、諸外国の外国人子女教育研究は欧米諸国の外国人子女教育が主に紹介されていた。しかし、基礎教育に関して、欧米諸国は均一な国民教育をベースとする日本とは異なっており、欧米諸国の「先進的」な施策の移入は困難であった。日本での外国人子女教育の改善に資する上で、タイのように均一な国民教育をベースとする国での外国人子女教育の進展状況を理解しようという地味なアプローチに研究チームは興味を覚えた。

(4) 外国人子女教育は特別のニーズを抱える子どもへの対応であり、地域社会や NGO の支援が効果を生む。上記科研費研究などで国内の状況を認識していく中、研究チームのメンバーはそれぞれ NGO の役割や可能性について省察していた。そして、外国人子女教育に大きく関与しているタイの NGO に注目することとなった。

2. 研究の目的

(1) 教育の地方分権化と学校裁量権の拡大という教育改革下、タイの外国人子女教育がどのような進展を見せているか、サムット・サコーン (Samut Sakhon) 県とトラート (Trat) 県の先進的事例 (LPN の事例) を中心に検討し、他事例との比較によって課題と可能性を考察する。

特に「時間デザインの原理」の特徴と成否を検証する。

(2) それを基に、日本での外国人子女教育の制度設計における NGO の位置づけを検討し、NGO との協同による教育体制整備の要諦を示す。

3. 研究の方法

(1) LPN 調査

代表者 (Mr. Sompong Srakaew) および副代表者 (教育担当) (Ms. Patima Tungpuchayakul) への聞き取り調査

LPN の教育支援スタッフへの聞き取り調査およびラーニング・センター (タイ語教室) 見学

(サムット・サコーン県マハチャイ (Mahachai) 1 か所、トラート県クローンヤイ (Khlong Yai) 1 か所)

(2) 学校調査

学校長、教員、児童生徒への聞き取り調査 / 授業見学

(サムット・サコーン県スリスッタラム (Srisuttharam) 校ほか 2 校、ラチャブリー県ワット・ドンジャン (Wat Donjang) 校ほか 2 校、トラート県バン・クローン・マカム (Ban Khlong Makam) 校)

(3) 地域調査 (外国人集住地区訪問)

地域リーダーへの聞き取り調査、家庭訪問による聞き取り調査

(サムット・サコーン県マハチャイ、トラート県クローンヤイ、ラヨーン県 (Rayong) ラヨーン市)

(4) 教育行政調査

ラヨーン市教育部での教育部長 (Ms. Pongsri Piyayatang) および学校教員への聞き取り調査)

(5) 文献資料調査

(6) 海外共同研究者 (Supawan Annanab (キングモンクット工科大学ラカバン校)) からの情報提供

(7) 比較分析

4. 研究成果

(1) LPN 代表者・副代表者、LPN 教育支援スタッフ、ラヨーン市教育部長への聞き取り調査および文献資料調査により、タイの外国人移住労働者の動態と外国人子女教育に関する法制が把握できた。

タイには国境沿いのキャンプにミャンマー難民が約 12 万人、ミャンマー、ラオス、カンボジアなどからの正規・非正規の移住労働者が 200 万人以上、異なる民族・文化の国

内山岳民族が約7万人居住しており、子どもへの教育が課題となっている。

タイには、隣国との間の監視困難な長い国境、国境をまたいだ言語・文化共通地域の存在、都市部のエスニック・コミュニティの存在、隣国での内戦・紛争・少数民族迫害、経済発展および隣国との経済格差・生活水準格差、単純労働力需要急増、第三国移住のための中継地といった特徴があり、移住労働者増加の背景となっている。

タイは『子どもの権利条約』批准(1992)など国際条約への参加を進める一方、憲法(1997/2007)、国家教育法(1999)、義務教育法(2002)などで無償義務教育の保障を謳った。特に、2005年7月5日の「非正規在住者の教育についての閣議決定」ではタイに居住するすべての子どもに就学の権利があることが明確に述べられており、LPNなど外国人移住労働者の子どもへの就学支援に取り組むNGOにとって重要な指針となっている。

これらの内容は二編の雑誌論文で公表した。

(2) LPN 代表者・副代表者への聞き取り調査、LPNの教育支援スタッフへの聞き取り調査およびタイ語教室見学、学校調査、地域調査、ラヨーン市教育部での学校教員への聞き取り調査および文献資料調査により、移住労働者の子どもに対するLPNの教育支援状況と学校の受入れ状況が理解できた。

法制上すべての子どもに就学の権利が認められているが、実際には多くの外国人労働者の子どもが不就学状態にある。外国人の子どもへの就学を促進する公的な取り組みは活発に行われていない。家族への就学奨励をはじめ、学校への登録などの事務処理、就学前・就学直後のタイ語学習、タイの学校文化の事前指導などについて、学校側は十分に条件を整えておらず、こうしたすべての領域に関してLPNなどのNGOが外国人の子どもへの受入れ校を支えている状況である。

LPNでは、セミナーを開催して、学校関係者に外国人子女教育の啓発を行っている。『サムット・サコーン県内未登録児童生徒の教育に関する学校等管理職及び教員のためのセミナー・学校見学プロジェクト』(LPN主催セミナー報告書)には、外国人子女受入れ校の現状や課題が記載されており、翻訳を行った(未公開)。

LPNなどのNGOの啓発に応じ、NGOのサポートを受けて積極的に外国人の子どもへの受入れを行う学校と受入れに消極的な学校が乖離する状況が現れている。

(3) 研究報告会「タイにおけるミャンマー人の子どもへの就学支援状況」(2015年2月10日 国士館大学世田谷キャンパス 34号館)を開催し、タイの外国人の子どもへの就学状況について海外共同研究者(Supawan Annanab(キングモンクット工科大学ラカバ

ン校))の報告を受け、NGOの教育活動(ラーニング・センター(ノン・フォーマル教育))の進展について検討した。

タイでは、就学対象の外国人移住労働者の子ども約30万人のうち約7万人が就学している。別に、約2万人がノン・フォーマル教育のラーニング・センターで学習している。ラーニング・センターは公的施設ではなく外国人コミュニティの自助組織として位置づけられる。予算面・人員面でNGOが支援しており、LPNのように積極的にコミュニティ支援を行う中で発展させていったラーニング・センターも数多い。全国に100以上存在している。

ラーニング・センターは長所としてコミュニティの要望に即した柔軟な学習内容設定、安価な受講料、短所として学歴認定や資格が受けられない点がある。近年、タイ政府は、ノン・フォーマル教育の活用を模索しており、予算措置や資格認定に取り組んでいる。出身国との二国間学歴認定の試行も行われている(ターク県・ラノン県の実験校とミャンマーのカイン州ミャワディー県)。

このように、NGOが行ってきたラーニング・センターの教育をタイ政府が活用することは、外国人の子どもにとっては学習の継続性の保障となり、NGOの運営にとっては予算確保の一助となり、タイ政府にとっては基礎教育保障を具体化することとなり、益するところが多いように思われる。

一方、ラーニング・センターでの学習者を除いても多数の外国人の子どもが不就学状態にあること、就学を条件づける法制が整ったにも関わらず学校での外国人の子どもへの受入れ体制が整っていないことは、大きな問題として残っている。端緒についたばかりであるが、LPNは学校と協同してこの問題に取り組み始めている。NGOの知見や見識を学校が学ぶという図式が特徴的である。

(4) タイでの調査、文献資料調査、研究報告会での海外共同研究者の報告および討議を踏まえ、外国人子女教育におけるNGOの役割について国内状況と比較した。

LPNは、外国人労働者支援のために水産物加工場での違法過重労働や数年に及ぶ漁船監禁労働などを摘発している。外国人子女教育支援は、外国人労働者支援の一環で、児童労働から子どもを守るという使命に基づいている。子どもを含めた支援対象者の生活・人生を見通そうとしており、教育支援は生活・人生の安定と可能性を追求する一策である。

外国人の子どもへの教育を支援する国内外のNGOは、子どもの生活・人生の安定と可能性を追求したいという思いで一致する、しかし、どの程度の教育支援を行うかは、公教育における外国人子女教育の整備状況によって異なる。日本はタイより整備されている。整備されていない状況下でNGOが奮闘

しているタイであるが、現在法制が整い、ノンフォーマル教育振興が模索される中で、少しずつ公教育に影響を及ぼしつつある。NGOが公教育を変革する兆しとも捉えられる。

タイよりも公教育での外国人子女教育が機能している日本では、NGOの役割は限定的であり、日本語教育支援、母語保持支援、学習支援などを通じた学校教育の補完機能を果たす場合が多い。

日本国内のブラジル人学校などは、コミュニティの自助組織という点ではタイのNGOによるラーニング・スクールと成立過程に類似点を見るが、同国人コミュニティの支持、母国の教育課程への準拠、教育産業の介在により、外国人学校として公教育に併存する展開となった。

外国人コミュニティの規模は大きいが社会経済的基盤が脆弱なタイでは、LPNのような国内NGOあるいはミャンマー国境や都市部で活動する国際NGOが独自にラーニング・スクールを展開してきた。しかし、公教育のオールタナティブとなるほど成熟してはいない。現在外国人の子どもの就学を保障する法制度が確立しノンフォーマル教育振興が方向づけられる中、タイの公教育との接続、タイの公教育への成果反映が可能となった。学校教育の変革機能が期待されていると言え、NGOの役割は限定的ではない。

日本では、外国人学校就学や不就学状態もあるが、基本的に外国人の子どもは公教育で受入れられている。学校で発生する諸問題を同時進行で解決しながら外国人子女教育は発展してきた。

外国人子女教育で取り組んでいる課題は、学校生活指導、文化相違による問題の解決、生活言語としての日本語の教育、学習言語としての日本語の教育、各教科指導、進路指導が主なものである。多岐にわたるが基本的に学校生活・学習・学歴に関わる学校内事項である。「学歴デザインの原理」と呼ぶ所以であり、学校教育という範囲を超えない。

外国人子女教育を学校教育内で完遂させるために、様々な工夫が重ねられてきた。仕事量増の対策として教員加配や臨時職員の雇用が行われ、地方行政との協同によって通訳や学習補助者が配置されてきた。さらに、親・親族、転出入に関する諸機関、外国人コミュニティ・地域コミュニティ、大学等の外国人子女教育研究者・研究機関など、学校外との協力関係も築かれた。こうして、日本では、必要に応じて学校外からのサポートを受ける学校教育という外国人子女教育体制が構築されるに至っている。

学校外からのサポートにNGOが関わることは少ない。また、LPNのような規模の大きいNGOではなく、少人数のNGOや個人ボランティアが主流である。タイでLPNのようなNGOが外国人子女教育に寄与していることを鑑みると、日本でもNGOを活用する

ことが検討されるべきではないかと考える。その利点は、第一にNGOが外国人の子ども各々の生活・人生を想定しながら支援を行うことができること、第二に学校・教員の過重負担を緩和できることである。

第一の点は、LPNが実際に行っている支援活動の特徴である。サムット・サコーン県でもトラート県でも、親である外国人移住労働者および外国人コミュニティとの信頼関係形成、教育支援活動の計画策定に数年をかけている。学校教育は子どもの生活・人生の一部である。生活・人生の全体を視野に入れた支援は子どもにとってより適切なものとなる可能性が高い。ただし「時間デザインの原理」は簡単なアプローチではなく、子どもの生活・人生を深く理解しながら根気強く支援する活動のみが可能にするアプローチである。

第二の点は、教員の多忙化という学校教育が抱える問題を念頭においている。外国人の子どもは特別な支援を必要とするため、十分な支援を行おうとすれば予算・人員・労働時間などを増やさざるを得ない。予算・人員が限られる中、外国人子女教育は教員の労働量を増す一因となっている。外国人子女教育自体の魅力、多文化教育や学校・教室の国際化の契機など、教員にとって外国人子女教育に取り組むインセンティブは多々あるが、一面では過重負担を招いている。NGOのノンフォーマル教育による外国人子女教育が、部分的にも公教育での外国人子女教育を代替できるなら、学校・教員の過重負担を減じることができよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

志賀幹郎、タイにおける移住労働者の子どもの就学に関わる法制について、外国籍児童生徒の就学義務をめぐって、査読無、2015、21-27

志賀 幹郎・小池 亜子、タイにおける外国籍児童生徒の就学義務に関する法的基盤と制度的支援に関する調査 サムット・サコーン県でのNGOへの聞き取りに基づいて、外国籍児童生徒の就学義務をめぐって、査読無、2014、95-101

6. 研究組織

(1) 研究代表者

志賀 幹郎 (SHIGA, Mikio)

電気通信大学・国際交流センター・准教授
研究者番号：70272747

(2) 研究分担者

なし

(3)連携研究者

小池 亜子(田中 亜子)(KOIKE, Ako)

国土館大学・政経学部・准教授

研究者番号：10439276

田中 麻里(TANAKA, Mari)

群馬大学・教育学部・教授

研究者番号：10302449

前田 亜紀子(MAEDA, Akiko)

群馬大学・教育学部・准教授

研究者番号：00286692